

三大疾病特約制度

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付
 集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

ご退職日までご加入されていた方のみ継続可能です。今回新規加入手続きはできません。
 ※配当金の還付はありません。

意向確認【ご加入前のご確認】 三大疾病特約制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 特約を付加している場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

保障内容

【加入対象区分：本人・配偶者】

「悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中」の治療費は**三大疾病特約制度**でご準備できます。
三大疾病特約制度 支払い実績(2020年1月～2020年12月)

70歳コース 14件 **2,834**万円 75歳コース 69件 **15,759**万円

制度の必要性

なぜこの給付が必要なの？



ますます増えている特定疾病

近年の食習慣の変化、ストレス社会といったライフスタイルの「ゆがみ」により「がん」等の生活習慣病にかかる人が増えています。また、若年層にも多く発生してきています。

闘病生活中の様々な出費に対する財源は十分に確保されているでしょうか？

特定疾病で入院した場合、医療費や差額ベッド代、健康保険の適用外の先進医療技術、ご家族の交通費や食費など、多額の出費が生じます。しかし、病気療養に対してまとまった一時金を給付する制度がないのが現状です。

「三大疾病特約制度」で闘病資金などを確保

「三大疾病特約制度」に加入することにより、闘病生活中の様々な出費に対する財源を確実に準備し、職場復帰に向けて安心して治療に専念できます。



注意

- ▶ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。
- ▶過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできませんのでご注意ください。

「悪性新生物(がん)」の場合のお支払いについて

「加入日前を含めて、はじめて診断確定されたがん」がお支払い対象です！

★ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

掛金

保険料率をご加入時から満了(70歳が75歳)まで一律です。ご在職中の掛金をご確認ください。
 なお、ご退職後の掛金払込方法につきましては、年払いまたは一括払いをご選択いただけます。(※三大疾病特約制度オプションにご加入の方は年払いのみの取扱となります。)
 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

保険金等のお支払いについて、ご在職時の「愛教組連合グループ保険」のパンフレットまたは約款に記載されています。必ずご確認ください。また、約款を紛失された際には下記までお申し出ください。

明治安田生命保険相互会社 中部公法人部(TEL. 052-951-9100・9115)

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。P15～17

三大疾病特約制度の保障内容

【加入対象区分：本人・配偶者】

保障区分	保障内容	申込保険金額
		200万円
主契約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 【特定疾病保険金】(※1)	200万円
	○死亡・所定の高度障害状態のとき 【死亡・高度障害保険金】(※1)	
7大疾病保障特約(※3)	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 【7大疾病保険金】(※2)	100万円
がん・上皮内新生物保障特約(※3)	○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき 【がん・上皮内新生物保険金】(※2)	20万円

- ⚠(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- (※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
- (※3) それぞれの特約は75歳コースのみが対象です。
- (注) 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約のみの継続はできません。本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

リビング・ニーズ特約 余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

●保険金ごとの保障イメージ<三大疾病特約制度75歳コース200万円>

保険金種類	お支払事由					
	死亡・高度障害	特定疾病			その他の4疾病	
		悪性新生物(がん) ^(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 慢性腎不全 重度の高血圧性疾患 肝硬変	上皮内新生物
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 200万円				
特約	7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 100万円				
特約	がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で 20万円				
お支払事由ごとの保険金額合計		200万円	320万円	300万円	100万円	20万円

(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- ⚠●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金がお支払された場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。